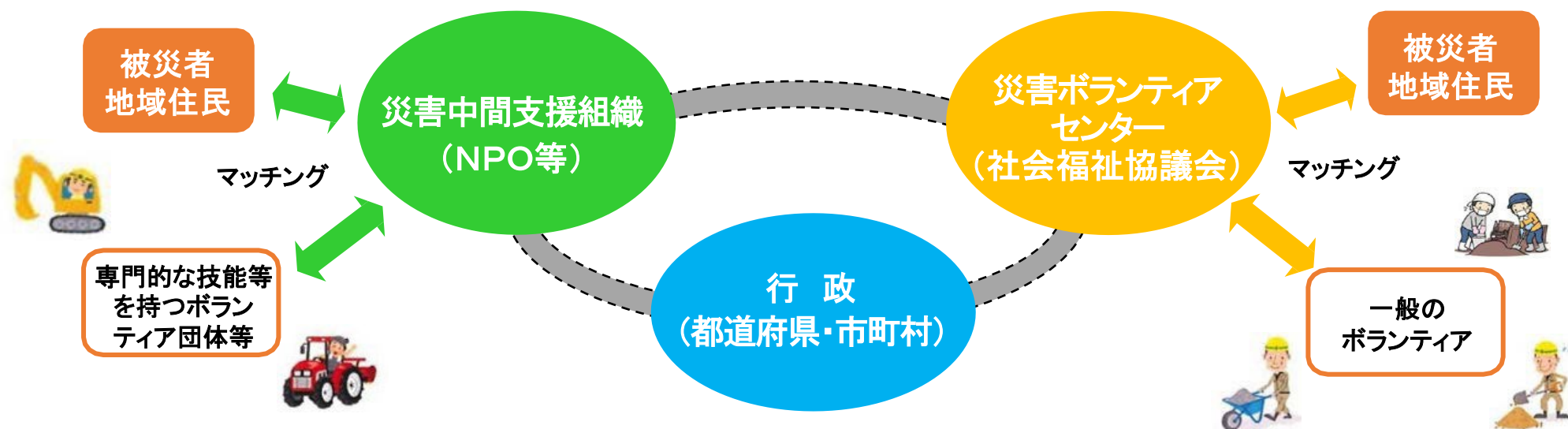




◆三者連携の体制



- 平時：関係者と意見交換するなど、日頃から顔の見える関係を構築
- 発災時：「情報共有会議」を開催し、被害状況の把握、被災者支援の情報共有等を行うなどの取組を実施

◆ボランティアの種類

種類	ボランティアの参加者	主なボランティア活動	
一般のボランティア	社会人や大学生、高校生、サークル活動 ほか	被災家屋の泥かき、家財道具の搬出、清掃等	 
専門的な技能等を持つボランティア団体等	NPO団体、企業、士業関係 ほか	ブルーシート張り、畳の消毒、重機を使用した災害ごみ撤去、トラックによる輸送等	 

災害ボランティアに関する潮流と政府の対応



- 阪神・淡路大震災（H7）を契機にボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる（ボランティア元年）。
- 新潟県中越地震（H16）等を受け、市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営する流れが定着。
- 東日本大震災（H23）で、NPO、企業等多様な主体の支援が広がる一方、主体間の活動調整の難しさが顕在化。
- 熊本地震（H28）で行政・社協・NPO等の連携が始まる。団体活動を調整する全国域の災害中間支援組織（JVOAD）が設立。

主な災害とボランティア活動			ボランティア活動の潮流		政府の対応
	年	名称	延べ参加人数（災害VCを通して参加したボランティア数／全社協資料より内閣府作成）		
第1期	H7	阪神淡路大震災	約137.7万人	☆ ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる（ボランティア元年） ★ 多数のボランティアが入り、大混乱	■ 災対法改正（平成7年） 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨を明記
	H9	ナホトカ号海難事故	約27万人		
第2期	H16	台風23号 新潟県中越地震	約5.6万人	☆ 社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（VC）の設置・運営を担うことが主流となる	■ 防災ボランティア活動検討会 平成16年から内閣府にて開始
	H19	能登半島地震 中越沖地震	約9.5万人 約1.5万人		
	H21	台風9号	約1.5万人 約2.2万人		
第3期	H23	東日本大震災	約154.5万人	☆ N P O、N G O、企業等がボランティア活動（災害V Cを通らないボランティアが約400万人） ☆ 専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応 ★ ボランティア団体のネットワーク化が課題になる ★ N P Oボランティアの活動を調整する「中間支援組織」の必要性が注目される	■ 災対法改正（平成25年） 『行政がボランティアとの連携に努める』旨を明記。 防災基本計画も改正
	H26	広島豪雨災害	約4.3万人		
	H27	関東・東北豪雨災害	約5.3万人		
第4期	H28	熊本地震	約11.8万人	☆ 行政・社協・N P O等の連携による「情報共有会議」の実施（火の国会議） ☆ 中間支援組織 J V O A D が設立	■ 防災基本計画の改定（平成30年） 「中間支援組織を含めた連携体制の構築」を明記 ■ 防災基本計画の改定（令和元年） 「情報共有会議の整備推進」を明記 ■ JVOADとのタイアップ宣言（令和元年） ■ 災害VC運営費一部を災害救助法の国庫負担対象化（令和2年7月～） ■ 防災基本計画の改定（令和5年） 「都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、地域防災計画等における役割分担の明確化」を明記
	H29	九州北部豪雨	約6.4万人	☆ 被災地で情報共有会議の実施 ☆ 被災地（県別）、全国レベル（東京）で情報共有会議の実施 ☆ 平時からの三者連携体制の構築が進展 ☆ 行政・社協・N P O等が連携した大規模な災害廃棄物処理のオペレーション（One Nagano）が実施	
	H30	平成30年7月豪雨	約26.3万人		
	R1	北海道胆振東部地震	約1.2万人		
		令和元年房総半島台風	約2.3万人		
	R2	令和元年東日本台風	約19.7万人		
	R4	令和2年7月豪雨	約4.8万人		
		令和4年8月の大雨	約2.3万人		
R6	台風15号 能登半島地震	約0.7万人 約13.0万人＊			

* R6.7.12時点

直近の災害時における「情報共有会議」について

(1) 全国情報共有会議

内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会等が一堂に会し、被害状況や被災者支援の情報等を共有する会議を開催

【開催実績】

<平成30年度>

- ・平成30年7月豪雨 【全国レベルで初めての開催】
- ・北海道胆振東部地震（9月）

<令和元年度>

- ・房総半島台風（台風第15号）（9月）
- ・東日本台風（台風第19号）（10月）

<令和2年度>

- ・令和2年7月豪雨
- ・福島県沖を震源とする地震（2月）

<令和3年度>

- ・令和3年7月1日からの大雨
- ・令和3年8月の大雨
- ・福島県沖を震源とする地震（3月）

<令和4年度>

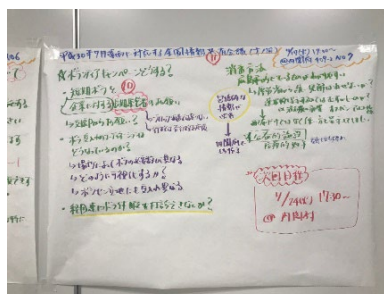
- ・令和4年8月3日からの大雨

<令和5年度>

- ・令和5年6月28日からの大雨
- ・令和5年梅雨前線による大雨等
- ・令和5年台風第13号
- ・令和6年石川県能登半島地震



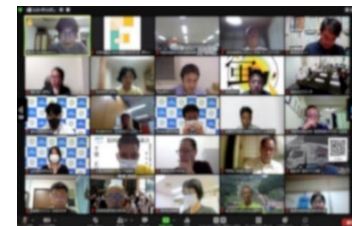
全国情報共有会議の様子
（平成30年7月）



被災者支援情報を関係者間で共有
（平成30年7月）

(2) 被災地における情報共有会議

被災地においても、行政、県社会福祉協議会、NPO等の多様な被災者支援団体が、被害状況や支援活動に関する情報を共有し、活動を調整するための場である「情報共有会議」を開催



情報共有会議の様子
（福岡県）
（令和3年8月）

【直近の開催実績（都道府県レベル）】

（令和4年度）

新潟県	○ 情報共有会議
静岡県	○ 静岡県ボランティア本部情報共有会議 ○ ふじのくにNPO連携促進会議 ○ 技術系NPO連携調整会議 ○ 静岡市被災者支援連携会議

（令和5年度）

秋田県	○ 秋田まるっと会議
千葉県	○ 令和5年9月8日 台風13号の大雨災害に関する情報共有会議
福岡県	○ 福岡県における大雨災害に関する情報共有会議
佐賀県	○ 葉隠会議

（令和5年度～6年度）

石川県	○ 県域コア情報共有会議 ○ 珠洲市災害NPO等連絡会議 ○ 輪島情報共有会議 ○ 七尾市情報共有会議（いやさか会議）等
-----	---

- ◆ 設立 平成28年10月NPO法人化認証／11月1日設立 ※令和元年12月に認定NPO法人取得
- ◆ 代表理事 栗田暢之 事務局長 明城徹也
- ◆ NPO・ボランティア等異なる組織の活動調整や活動支援を行う、**唯一の全国域の災害中間支援組織**

災害支援の文化を創造する

JVOAD

※ JVOAD : Japan Voluntary Organizations Active in Disaster

JVOADの主な活動

<災害時の主な活動>

全国情報共有会議の開催、被災地における情報共有会議の開催支援等を行うことにより、以下の取組を実施

- 被災者・住民・地域のニーズと支援状況の全体像の把握（支援のギャップの把握）
- 支援団体などへの情報共有と支援団体間のコーディネーション
- 支援を実施するための資金・人材などが効果的に投入されるためのコーディネーション
- 復旧・復興に向けた支援策の提言・支援全般の検証



被災地の情報共有会議

<平時の主な活動>

災害時の活動が効果的に行われるよう、平時において以下の取組を実施

- NPO、ボランティアセンターなど市民セクターの連携強化
- 産官民などのセクターを越えた支援者間の連携強化
- 地域との関係構築と連携強化
- 訓練、勉強会、全国フォーラムなどの実施（連携の場づくり）

JVOAD正会員企業・団体

40 団体（賛助企業・団体 39 団体）

※令和6年6月時点

内閣府とのタイアップ宣言

平時から行政とNPOが「顔の見える関係」となり、発災時の「情報共有会議」の開催を円滑化するため、内閣府とJVOADがタイアップ宣言（R元.5.20）



天皇陛下御即位に際する賜与

- 行政では手の届かない被災者支援活動に尽力するJVOADに対し、ボランティア活動による被災者支援に関する資金として、金5千万円を賜与（R2.4.28）
- 御下賜金の一部を原資として、災害中間支援組織を各地に整備・育成に活用するため、「災害支援令和そなえ基金」を設立（R3.11.1）

功績

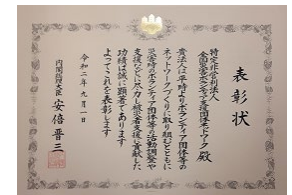
- 「平成29年度防災功労者担当大臣表彰」を受賞（H29.9.12）

熊本地震において、行政との連携、NPO等ボランティア団体や企業との支援調整を実施し、災害時の防災活動に多大な貢献をしたことが評価



- 「令和2年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞（R2.9.4）

行政、NPO等ボランティア団体や企業との支援調整を実施するなど、大規模災害時の防災活動に多大な貢献を果たしたことが評価



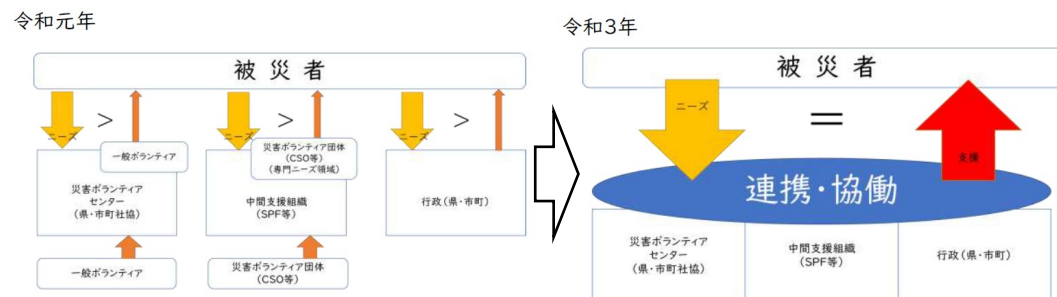
- 官民連携による被災者支援の充実・強化を図るうえで、**NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 全国の都道府県において、災害中間支援組織を設置・機能強化を図るため、全国域の中間支援組織である「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）」と連携し、取組を進めている。**現在21都道府県において災害中間支援組織が活動している。**

現在活動中の県域の災害中間支援組織（JVOAD資料より抜粋）

北海道	北の国災害サポートチーム
岩手県	いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
茨城県	茨城NPOセンター・コモンズ
埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
千葉県	災害支援ネットワークちば（CVOAD）
東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
神奈川県	災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（みんな）
新潟県	新潟県災害ボランティア調整会議
長野県	長野県災害時支援ネットワーク（N-net）
静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会／ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター
三重県	みえ災害ボランティア支援センター
京都府	京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワーク
大阪府	おおさか災害支援ネットワーク
兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
岡山県	災害支援ネットワークおかやま／NPO法人岡山NPOセンター
広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議
福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
佐賀県	佐賀災害支援プラットフォーム
熊本県	特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
宮崎県	特定非営利活動法人宮崎文化本舗

行政・社会福祉協議会・災害中間支援組織の連携事例（佐賀県）

- 佐賀県は、**令和元年豪雨災害時**は、県内初めての大規模災害であったことから、行政・社協・SPF（佐賀災害支援プラットフォーム＝災害中間支援組織）の**連携が不十分**で、情報共有等がうまくできず、**円滑な被災者支援に支障**が生じた。
- この反省を踏まえ、行政・社協・SPFの三者連携を緊密に行い、平時から災害時の対応について意見交換していたことにより、**令和3年豪雨災害時**には、モレ・ムラのないきめ細やかな支援が実施でき、**円滑・効果的な被災者支援**に結びついた。



- 令和3年豪雨災害時、災害中間支援組織である**SPFが「コロナ禍での域外への支援要請等のためのガイドライン」を作成し**、住民が安心して活動を依頼でき、支援者が安心して活動を行うことができる体制を構築。
- 支援団体にステッカーを渡し、活動中には必ず掲示することで、**住民不安を軽減**。

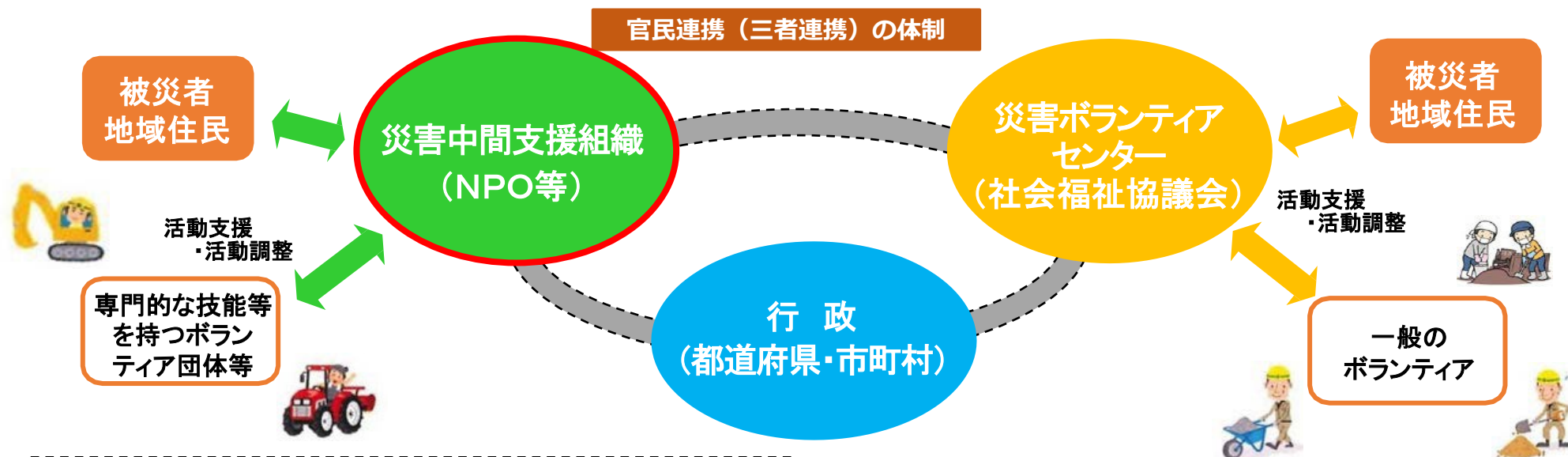


住民に安心してもらうためのステッカーを支援団体へ提供

「官民連携による被災者支援体制整備」モデル事業について（令和5年度～）



- 内閣府では、災害が激甚化・頻発化する中、官民連携による被災者支援の取組強化を図るため、**令和5年度から「災害中間支援組織」の設置・機能強化等を支援するための新たなモデル事業を開始**
- 「災害中間支援組織」の設置・機能強化等に関し、**必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる15府県を選定**し、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）の協力も得ながら、各県でモデル事業を展開



平 時：関係者と意見交換等を行うなど顔の見える関係を構築
 発災時：情報共有会議を開催するなど被害状況の把握、被災者支援の情報共有・活動調整等を実施

モデル事業（令和6年度）

モデル事業実施府県

○岩手県※ ○福島県※ ○千葉県※ ○神奈川県※ ○長野県※
 ○静岡県※ ○愛知県 ○三重県※ ○大阪府※ ○奈良県
 ○徳島県 ○香川県 ○高知県 ○佐賀県※ ○熊本県※ の15府県

（注）「※」は、災害中間支援組織が活動している県

モデル事業の主な取組

- ・行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ
- ・官民連携促進イベント（シンポジウム等の開催）
- ・行政・民間団体等との訓練
- ・自治体職員や地域住民に対する研修
- ・県内防災関係団体の現状調査 ほか

- 官民連携（三者連携）による被災者支援の充実・強化を図る上で、**NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 現在、**21の都道府県**で災害中間支援組織が活動中（R6.3現在）
- 内閣府としては、**全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）とも連携し、令和5年度から、災害中間支援組織の設置・機能強化等に向けたモデル事業を開始**

災害ボランティアに関する内閣府の主な取組



◆発災時における情報共有会議の開催

平成30年7月豪雨以降、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者が連携した被災者支援が行えるよう、全国レベル・地域レベルで、被害状況や支援活動の情報交換等を行う「情報共有会議」を定期的開催することが定着。

令和6年能登半島地震では、JVOAD及び内閣府が石川県庁に常駐し、市町で活動中の主要なNPO等とともに、「県域コア情報共有会議」を連日開催。



内閣府・JVOADタイアップ宣言(R元.5.20)

<全国情報共有会議>

- ・内閣府【行政代表】
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)【NPO代表】
- ・全国社会福祉協議会【ボランティア代表】

<被災地での情報共有会議>

- ・県単位・市町村単位で県ごとの情報共有会議を開催



全国情報共有会議



能登半島地震「県域コア情報共有会議」



◆官民連携による被災者支援の強化

○ 官民連携による被災者支援整備事業(モデル事業)

官民連携による被災者支援の取組強化を図るため、令和5年度から、「災害中間支援組織」の設置・機能強化を支援するための新たなモデル事業を実施

「災害中間支援組織」の設置等に必要な知見・ノウハウ等の把握、収集において参考となる県を選定し、モデル事業を実施



モデル事業のイメージ

※ R6年度は、岩手県、福島県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県の15府県で実施

◆避難生活支援を担うボランティア人材の発掘・育成

○ 避難生活支援リーダー／サポーター研修

「防災・減災、国土強靱化新時代」防災教育・周知啓発WG・災害ボランティアチーム提言(令和3年5月)を踏まえ、令和4年度から、避難生活環境改善のためのモデル研修を全国で実施。

※R6年度は八戸市(青森県)、館林市(群馬県)、箕輪町(長野県)、倉敷市(岡山県)、嘉麻市(福岡県)の5地区で実施。

※R4年度は5地区、R5年度は6地区で実施。



避難生活支援リーダー／サポーター研修の様子

◆ボランティア間のネットワーク形成支援

ボランティアの相互交流の促進を図るため、平成7年より「防災とボランティアのつどい」を開催し、すそ野の拡大に向けた取組を実施
令和5年1月に、東京都内において開催(オンラインでも配信)

<内容>

関東大震災100年をテーマに、当時の被災者支援の取組を振り返るとともに、現在のボランティアの多様な被災者支援の取組について議論を展開



開催チラシ



当日の様子

※令和5年度は能登半島地震発生のため開催中止

石川県能登半島地震における災害ボランティア・NPO等の活動状況



- 発災直後から、数多くの専門ボランティア・NPOが被災地入りし、物資の提供、炊き出し、保健医療福祉、避難所の運営支援、重機による作業などの支援を実施。300を超える団体が活動。
- 今後は、こうした専門ボランティア・NPOによる支援と、災害ボランティアセンターを通して行われる個人ボランティアの活動により、被災者の多様なニーズに応えた息の長い支援が求められる。



写真提供：OPEN JAPAN

炊き出しを行う支援団体



写真提供：被災地NGO協働センター

避難所で足湯を提供する支援団体



写真提供：AAR Japan「難民を助ける会」

外国人被災者をサポートする支援団体



写真提供：石川県

住家の片付けを行う一般ボランティア

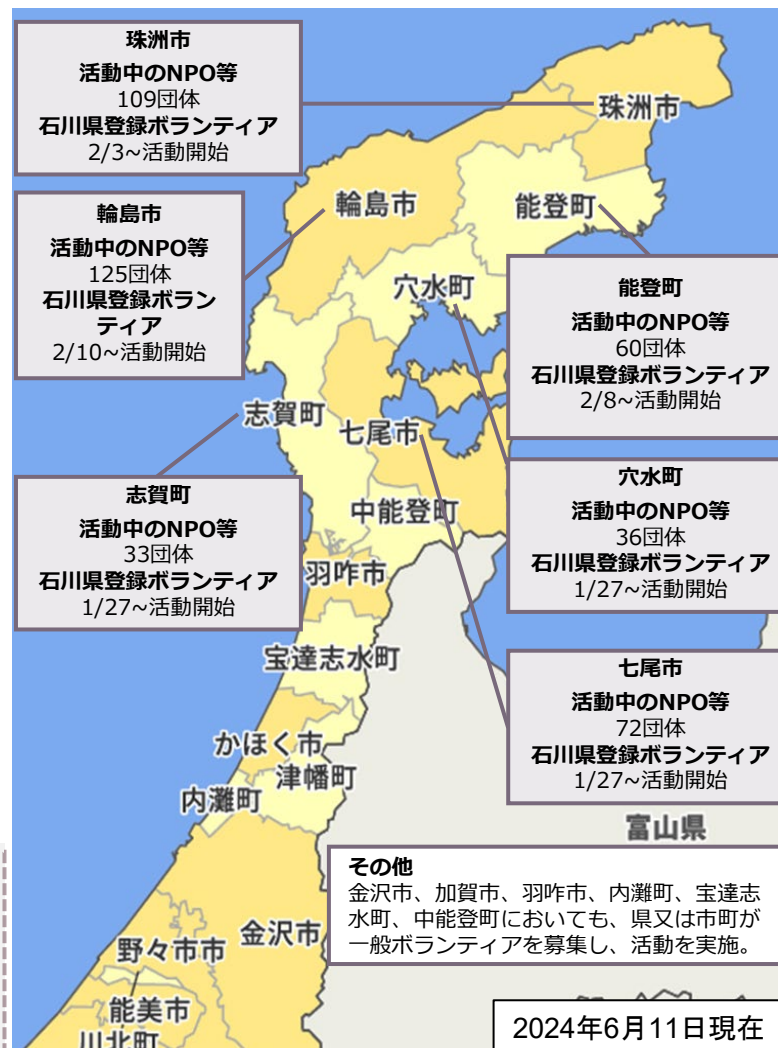


写真提供：JVQAD

JVQAD（ジャパン・ボランティア・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）

1/2から現地でボランティア・NPOと国・県・市町の連携をコーディネート、支援の漏れ・むらをなくすために活動。陛下御即位に際しての御下賜金が活動の大きな支えに

能登6市町におけるボランティア・NPOの活動状況



2024年6月11日現在



令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート(抄)

【専門ボランティア等との連携】

専門的な知識をもつNPO等が、避難所での炊き出しや運営支援を実施したほか、こうしたNPOの活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織であるJVOADが、発災直後から石川県庁で支援した。また、NPOの知見を活かし、セントラルキッチン方式で食事の提供を行うといった工夫が見られた。災害対応に慣れていない自治体にかわり経験豊富な専門ボランティア団体が実質的に被災者支援等の公助を担っている実態を踏まえ、国は、専門ボランティア団体に対し、炊き出し用の食材や支援活動に必要な燃料の調達などの支援を行った。

一方で、自治体に対しては、NPO等が持つ避難所運営の知見を活用するよう促したが、実際に連携が進んだ自治体は一部に限られた。また、当初は、道路事情等により一般ボランティアの受け入れに制限を設けざるを得なかったが、石川県の特設サイトにおいて、能登地域でのボランティア活動の希望者を予め登録することにより、順次、一般ボランティアが被災地入りして被災者支援が行われた。

自治体とNPO、ボランティア等との連携体制を構築する方策について検討する。

また、専門ボランティア団体が公助を担っている実態も踏まえ、専門ボランティア団体及び中間支援組織の制度的位置付けや支援方策について検討し、必要な制度改正を行う。

<内閣府>